

第2号議案

特定生産緑地の指定に係る意見聴取について

生産緑地法（昭和49年法律第68号）第10条の2第3項の規定に基づき、特定生産緑地指定に向けて、意見聴取を行うものとする。

令和6年2月27日提出

尾張旭市都市計画審議会

会長 水 津 功

特定生産緑地の指定について（意見聴取）

1 特定生産緑地制度について

国は平成27年に都市農業振興基本法を制定し、平成28年5月に策定された「都市農業振興基本計画」において、都市農地が「宅地化すべきもの」から「あるべきもの」に位置付けが転換され、生産緑地法が平成30年4月1日に改正施行された。

生産緑地法において生産緑地は、都市計画決定の告示日から起算して30年経過する日（申し出基準日）以後、所有者がいつでも市町村長に対して買取申出ができるようになってきている。本市においては、令和4年度には多くの生産緑地が当初の決定から30年目を迎えており、残る生産緑地も令和6年度に当初の決定から30年目を迎えることとなる。

生産緑地法の改正により、市町村長は生産緑地を特定生産緑地に指定することで、所有者が買取申出できる期間を10年延長することができることとなった。

2 指定の効果

申出基準日（令和6年5月）が到来するまでに、

特定生産緑地に指定する	特定生産緑地に指定しない
○固定資産税・都市計画税が引き続き農地評価 ○10年毎に更新可能 ○次世代の相続税の納税猶予継続が可能	×固定資産税・都市計画税の負担が増加 ×申出基準日（令和6年5月）到来以降の指定不可 ○いつでも買取申出可能 ×次世代の相続税の納税猶予継続が不可
凡例：○所有者のメリット、×デメリット	

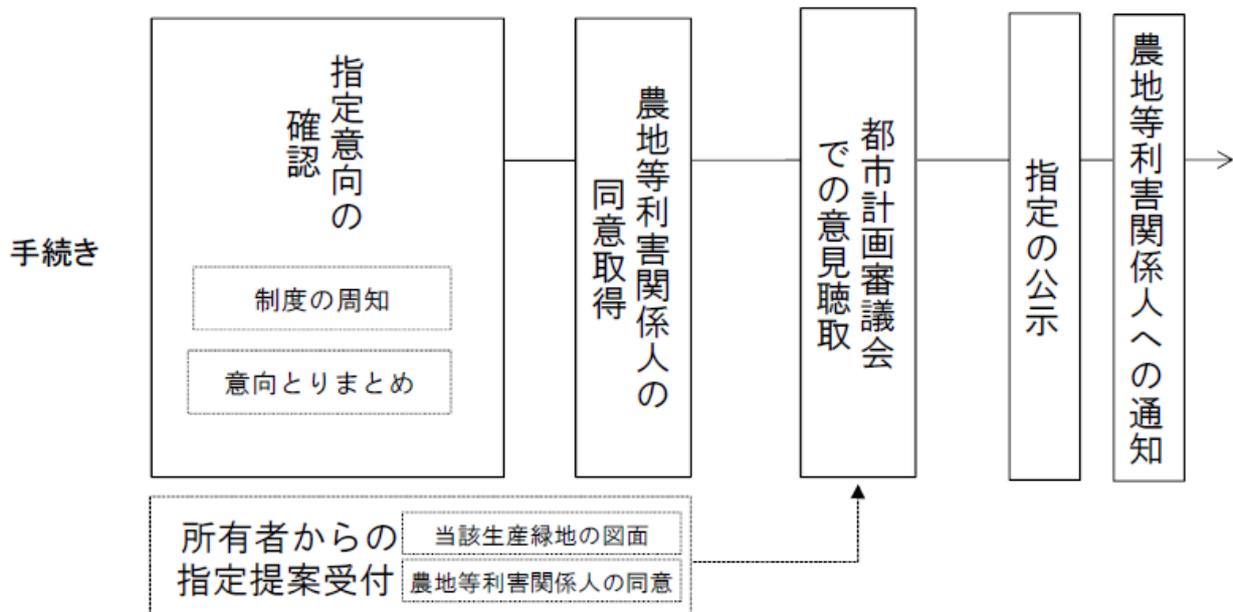
- (1) 特定生産緑地は、生産緑地の上に乗せる「2階建て」制度です。30年経過後は「特定生産緑地である生産緑地」になります。一方で、特定生産緑地にならなくても、生産緑地であることには変わりません。生産緑地を解除するためには、買取申出の手続きが必要です。
- (2) 特定生産緑地の指定は、30年経過前に受ける必要があります。
平成6年指定の場合、令和6年の申込締切日を過ぎると、以降に手続きをすることはできません。
- (3) 特定生産緑地の指定は、繰り返し10年ごとに受けることができます。特定生産緑地の指定を更新するかどうかは、10年ごとに判断することができます。
更新しない場合は、10年経過後はいつでも買取申出が可能となります。

3 主旨

市町村長は、生産緑地法の規定により、生産緑地を特定生産緑地に指定しようとする場合は、同法第10条の2第3項により、市町村都市計画審議会の意見を聴く必要があります。本市では申し出（同意）のあった生産緑地を令和6年5月に特定生産緑地として指定する予定であり、このことについて、本日の尾張旭市都市計画審議会にて意見を伺うものです。

特定生産緑地制度指定までのスケジュール

■ 特定生産緑地の指定手続き例



※都市計画法に基づく都市計画の決定手続きではありません。

特定生産緑地指定の手引き（国土交通省都市局都市計画課 公園緑地・景観課）

4 都市計画審議会の意見聴取理由

(1) 根拠（生産緑地法第10条の2第3項）

市町村長は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該生産緑地に係る農地等利害関係人（同法第3条第4項に規定する農業等利害関係人をいう。以下同じ。）の同意を得るとともに、市町村都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(2) 国の考え方（国資料：特定生産緑地指定の手引き 抜粋）

特定生産緑地制度は、買取りの申出期限の延伸を行うものであり、都市計画上の制限について変更するものではないため、都市計画決定ではないが、都市計画決定に準じた法的効果を発生させるものであるため、都市計画審議会の「意見聴取」を行うこととしてい

る。

5 経緯（今回対象となるのは平成6年指定の生産緑地）

令和2年1月15日 尾張旭市特定生産緑地事務取扱要綱制定

同日 特定生産緑地の意向確認のお知らせ送付

令和2年2月1日から10月31日まで 指定申請受付（第1期※）

令和2年11月1日から令和3年10月31日まで 指定申請受付（第2期※）

令和3年11月1日から令和4年7月31日まで 指定申請受付（第3期※）

令和6年1月17日 指定申請受付（平成6年指定）

※平成4年指定の生産緑地

6 指定予定等

	筆数	面積 (ha)	備考
①第1期受付分	26	1.92	
②第1期受付分の解除申出分	△6	△0.52	
③第2期受付分	4	0.2	
④第3期受付分	4	0.38	
⑤平成6年指定受付分	2	0.06	
①～⑤ 合計	30	2.03	
生産緑地地区全体	45	3.13	
⑥平成4年指定分	43	3.07	令和4年に申出基準日
⑦平成6年指定分	2	0.06	令和6年に申出基準日

（一部の筆を特定生産緑地とする場合も想定されるため、筆単位で算定）

今回の都市計画審議会で見聞聴取するものは、⑤平成6年指定受付分です。

7 今後の予定

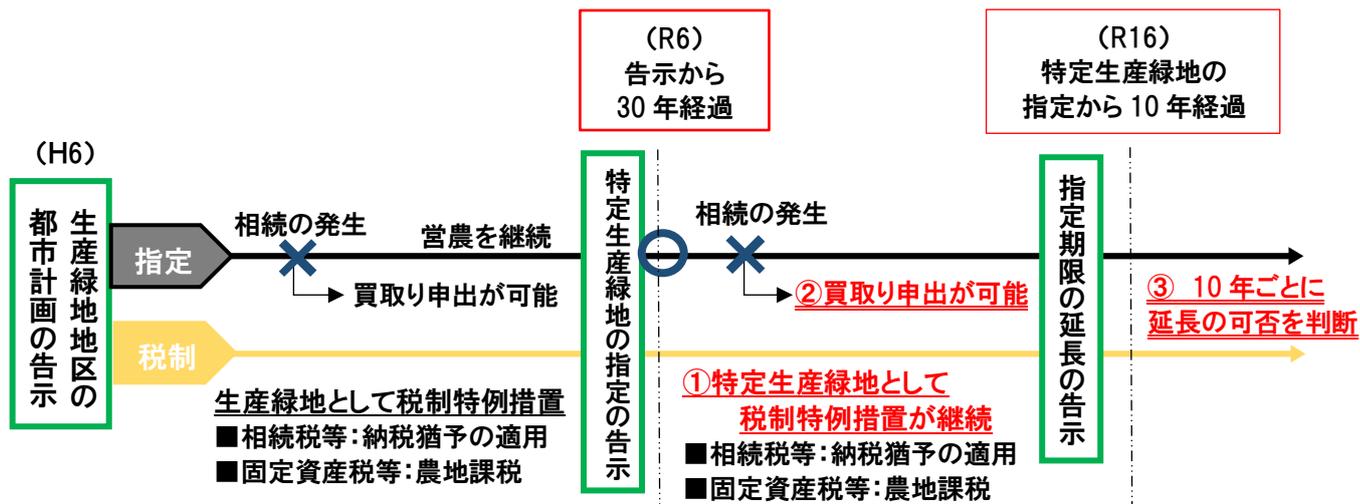
- (1) 尾張旭市都市計画審議会にて意見聴取（令和6年2月27日）
- (2) 特定生産緑地の指定公示及び特定生産緑地指定通知書の発送（令和6年5月）
- (3) 効力発生の指定告示日（令和6年5月24日）

8 参考資料

- (1) 特定生産緑地指定の効果について
- (2) 特定生産緑地（尾張旭市）の指定（案）
- (3) 位置図

特定生産緑地に指定する場合

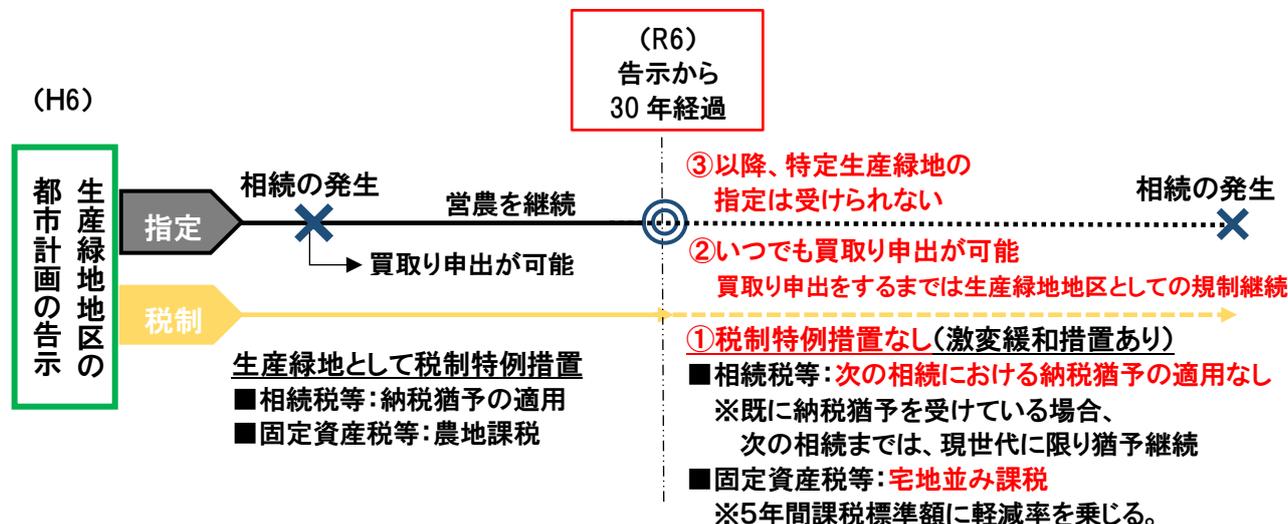
- ① これまでのように固定資産税は農地課税となります。
- ② 買取り申出ができる時期は、「生産緑地地区の都市計画の告示日から30年経過後（令和6年5月25日）」から、10年延長されます
- ③ その後10年ごとに延長の可否を判断できます。



※ 平成6年に生産緑地に指定されたものの場合

特定生産緑地に指定しない場合

- ① 指定後30年以降、固定資産税は宅地並み課税となります。
- ② いつでも買取り申出ができます。
- ③ 指定後30年以降、特定生産緑地の指定は受けられません。



※ 平成6年に生産緑地に指定されたものの場合

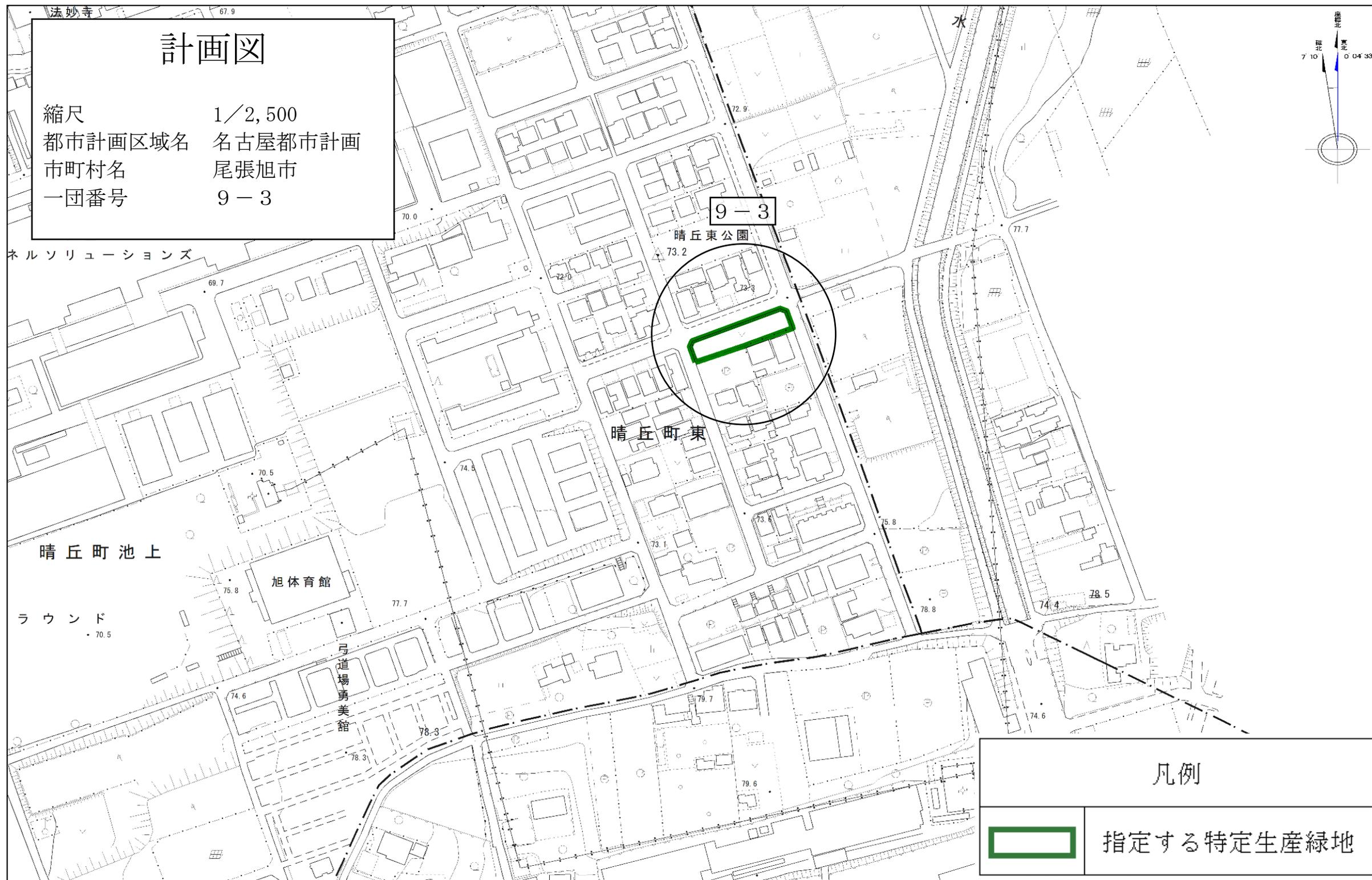
特定生産緑地(尾張旭市)の指定(案)

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の2第1項の規定に基づき、特定生産緑地を次のように指定する。

資料2

	一団番号	位置	面積 (㎡)		申出基準日	
			生産緑地地区 (都市計画)	特定生産緑地		
				既に指定されて いる区域		新たに指定する 区域
1	9-3	晴丘町東284	143	0	143	令和6年5月25日
2	9-3	晴丘町東285	411	0	411	令和6年5月25日

計 554



計画図

縮尺 1/2,500
 都市計画区域名 名古屋都市計画
 市町村名 尾張旭市
 一団番号 9-3

凡例

 指定する特定生産緑地

※都市計画基本図の精度は、
 地図情報レベル2500です。

1/2,500

0m 50m 100m 150m 200m